

財 関 第 1506 号
平成 19 年 11 月 15 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸恭

関税法基本通達の一部改正について

港則法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年 11 月 2 日政令第 327 号）附則第三条の規定による関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）の一部改正の施行に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 19 年 12 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

関税法基本通達の一部を次のように改正する。
17 - 6 について、別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。